



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外242名

被告 国 外1名



2017〔平成29〕年5月22日

## 準備書面 43

### —被害の実態と避難継続の合理性—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



## 目次

第1	はじめに .....	4
第2	帰還が困難である事情.....	5
1	福島第一原発の現状.....	5
	(1) 原発敷地内の高線量.....	5
	(2) 未解決の汚染水問題.....	5
	(3) 小括.....	6
2	いまだに続く放射能汚染.....	6
	(1) 土壌汚染.....	6
	(2) 解決の見えない汚染土の問題 .....	7
	(3) 未だに続く食品出荷制限.....	8
	(4) 小括.....	8
3	コミュニティ崩壊とインフラ未整備 .....	8
	(1) アンケート・意向調査結果.....	8
	(2) 深刻な医師不足と看護師不足 .....	9
	(3) 交通インフラや雇用環境の未復旧 .....	10
4	東京電力による情報隠ぺい.....	10
	(1) メルトダウンの経過.....	10
	(2) メルトダウン情報の隠ぺい.....	11
	(3) 情報隠蔽に対する国民の不信感.....	11
第3	避難の長期化に伴う被害の深刻化・顕在化.....	11
1	いじめ問題.....	11
	(1) 文部科学省の調査結果.....	11
	(2) いじめに関する報道等 .....	12
2	社会の偏見・無理解.....	13

(1) いじめ問題の原因となる社会の偏見や無理解 .....	13
(2) 偏見・無理解を助長する被告国の政策等.....	14
(3) 偏見や無理解の中での生活による精神的苦痛 .....	14
3 住宅問題.....	14
4 家族関係の崩壊.....	15
第4 結語 .....	16

## 第1 はじめに

原告らは、訴状「第8章 第1 被害の実態」及び「準備書面3 一被害の実態について一」において、本件事故によって避難者に極めて甚大かつ複雑な被害が生じていることを主張した。

本件事故の発生から6年余り経過した現在、被告国は、避難者に対して帰還を奨める政策をとっている。福島県も避難者に対する無償住宅提供を打ち切るなど、避難者に対する支援策は、もともと不十分なうえに、さらに縮小されるばかりである。

しかし、避難者にとって、避難元に容易に帰還できない事情は今もなお存在するし、さらには、避難者の被害も回復されないばかりか、むしろ時間の経過とともに、これまで原告らが主張したものとは異なる新たな被害までも発生している。その一方で、2017〔平成29〕年4月4日には、当時の今村雅弘復興大臣福島原発事故再生総括担当が、区域外避難者が避難を続けるのは自己責任であると言いつつなど、支援策を主導すべき地位にある者が区域外避難者に対して無理解であることも明らかとなった。

そこで、本書面では、避難者の帰還が困難である事情と、近時顕在化した原告らの被害について述べ、本件事故による被害は避難を余儀なくされた時点で一回的に発生したものではなく、重層的・継続的に発生し続けているものであることを主張する。

## 第2 帰還が困難である事情

### 1 福島第一原発の現状

#### (1) 原発敷地内の高線量

2017〔平成29〕年2月9日、被告東京電力は、福島第1原発2号機の原子炉格納容器の内部調査で撮影した映像を解析した結果、原子炉格納容器内で推定毎時650Svの空間放射線量を測定したと発表した。

同日、2号機の原子炉圧力容器真下につながるレール状の堆積物を取り除くために投入されたロボットからのカメラ映像が暗くなるという事態が生じた。その原因について、福島民報によれば、被告東京電力は、同ロボットが高い放射線量を受けて故障した可能性が高いと見ているとのことである（甲D共158；2017〔平成29〕年2月10日付福島民報）。

このことに象徴されるように、福島第一原発敷地内は現在も極めて高線量の状況にあり、ロボットによる建屋内の状況把握すら不可能で、廃炉作業の見通しすらたたない状況にある。

#### (2) 未解決の汚染水問題

被告東京電力は、福島第一原発敷地内で発生している汚染水対策として、凍土遮水壁による対策を打ち出している。

しかし、凍土遮水壁について、原子力規制委員会の更田豊志委員は、「(凍土遮水壁とは) 要するに、あまり水を止めるのではなく、流量を低減させるためのものだ。海側でこれだけ水を通す遮水壁だから、山側もきっと水を通してくれるに違いない」と発言し、また、規制委員会の検討会合において、海側凍土壁の外側でくみ上げられる井戸水の量が十分減っていないことなどから遮水効果は限定的であるとの考えが示された（甲D共159；2016〔平成

28]年12月26日付テレビ朝日)。

### (3) 小括

以上のように、福島第一原発敷地内は、推定毎時650Svの空間放射線量が測定されたとおり現在も極めて高線量で、ロボットによる作業すらできず、また、汚染水の流出も止められていない。空気中への放射性物質の飛散も未だに続いている。福島第一原発の現状は、廃炉への道筋はおろか、封じ込めに向けた道筋すら立たないという、まったく先の見えない状況にある。

しかも、東日本大震災の規模に至らない地震等の災害、不測の事故、テロ等により、再び事態が深刻化する可能性も指摘されている。

このような福島第一原発の現状は、避難者が帰還せずに避難を続ける原因の一つとなっている。

復興庁・福島県・浪江町が共同して実施した意向調査でも、浪江町(2017[平成29]年3月31日午前0時をもって一部で避難指示が解除された。)からの避難住民のうち、52.6%が「戻らないと決めている」と回答しており、現時点で戻らないと決めている理由として、「原子力発電所の安全性に不安があるから」が51.5%となっている(甲D共160;浪江町住民意向調査報告書(抄)60頁)。

## 2 いまだに続く放射能汚染

### (1) 土壌汚染

2016[平成28]年9月30日付原告ら準備書面33で主張したように、モニタリングポストにおける数値が年間1mSvを下回る地域にあっても、放射線管理区域に指定される基準である4万ベクレル/m<sup>2</sup>をはるかに超える放射能表面密度の土壌が検出されている。

例えば、郡山市においては、44万6700ベクレル/m<sup>2</sup>、福島市においては、29万7800ベクレル/m<sup>2</sup>というような高濃度の地点があり、千葉県松戸市においても、14万9300ベクレル/m<sup>2</sup>の地点がある（原告準備書面33，甲D共153）。

放射線管理区域とは、それに指定された場所については、立入制限、放射性汚染物の持出制限、管理区域に立ち入る者に対する線量測定義務、教育訓練義務、健康診断義務等様々な制限が課せられる場所であり、医療機関のレントゲン撮影室等がこれに該当する。

原告らの避難元の生活圏には、今なお土壌から高い放射能が検出される場所が数多く存在する。

## (2) 解決の見えない汚染土の問題

また、報道によれば、東京電力福島第1原発事故による福島県内の11市町村の避難指示区域（解除済を含む）に、除染作業に伴う汚染土の仮置場が、1000ヘクタールに達する規模で存在するとのことである（甲D共161；2016年〔平成28年〕11月15日付毎日新聞）。これは、大阪市北区の面積（1034ヘクタール）に匹敵する。

仮置場の数は280か所、汚染土を詰めた袋（フレキシブルコンテナバッグ＝フレコンバッグ）の総数は700万袋以上である。これらフレコンバッグが巨大な壁のように並ぶ光景は、圧迫感のある異様なものである（甲D共162）。

もちろん、問題は、光景だけではない。環境省は、除染で取り除いた土壌を「遠ざける」「さえぎる」「管理する」としている（甲D共163；環境省除染情報サイト）。しかし、これらの汚染度を詰め込んだフレコンバッグの中には、一般道路沿いに並んで多数存在し、生活環境から遠ざけているとは言えない。

中から植物が発芽し、破損しているバッグもあり、遮ることができているのかも疑わしい。さらに、2015〔平成27〕年9月の台風において、フレコンバックが流出し、流出数も把握できないとの報道もあり、管理されているとは言い難い状況である。

そして、汚染土の中間貯蔵施設の設置場所も正式に決まらないなど、汚染土の問題が解決は未だに見えない。フレコンバックの耐用年数は、3年から5年と説明されており、すでに耐用年数が経過しているフレコンバックも多数存在しているはずである。

### (3) 未だに続く食品出荷制限

福島県等の放射線汚染はいまだに継続しており、福島県及び周辺においては、現時点においても、広範囲に渡って食品出荷制限は続いているのである（甲D共164；「原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年4月27日現在」）。

### (4) 小括

以上のように、原告らの避難元は、いまなお土壌汚染が続き、生活環境内に置かれたままの汚染土の問題も解消のめどが立たず、食品出荷制限も続いている。前述の浪江町住民意向調査でも現時点で戻らないと決めている理由として「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が42.6%となっている（甲D共160・60頁）。

## 3 コミュニティ崩壊とインフラ未整備

### (1) アンケート・意向調査結果

上記2で述べた福島第一原発の現状だけでなく、インフラの未修復やコミュニティの崩壊も、帰還できない理由のひとつとなっており、特に避難指示が解



除された地域ではその傾向が顕著である。

そもそも避難指示が解除された地域における帰還率は、2014〔平成26〕年4月以降に避難指示が解除された田村市、川内村、檜葉町、葛尾村、南相馬市の5市町村で、平均帰還率で約13%にとどまっている（甲D共165；2017〔平成29〕年1月28日付産経新聞）。

前述の浪江町住民意向調査でも、浪江町からの避難住民のうち、52.6%が「戻らないと決めている」と回答している（甲D共160・34頁）。

そして、住民が現時点で戻らないと決めている理由として、「第2 11 福島第一原発の現状」の(3)で述べたとおり、原発の安全性への不安(51.5%)、生活用水の安全性への不安(46.5%)、放射線量が低下していないことへの不安(42.6%)があるほか、「医療環境に不安があるから」が46.5%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」が39.9%となっているなど、インフラや生活環境の未復旧も大きな理由となっている（甲D共160・60頁）。

## (2) 深刻な医師不足と看護師不足

上記(1)のとおり、帰還しない理由として挙げられるインフラの未復旧のなかでも、医療環境への不安は46.5%にのぼっているところ、東日本大震災被災地の医療機関へのアンケートによれば、相双地区（福島県沿岸部のいわき市より北の地区）では、全体の88%の病院が医師不足、全体の75%の病院が看護師不足であると回答している（甲D共166；2016〔平成28〕年3月8日付朝日新聞デジタル）。

住民の不安のとおり、実際の医療現場は、深刻な医師不足と看護師不足の状況にある。放射能汚染によりいったん崩壊してしまったコミュニティと医療イ

インフラは、道路を整備すれば復旧するという単純なものではない。医療インフラの復旧には、コミュニティの復活と同時に医療従事者という人の帰還も必要であり、住民と医療従事者のいずれについても低い帰還率のもとでは、復旧は容易ではない。

### (3) 交通インフラや雇用環境の未復旧

上記意向調査では、交通インフラへの不安、雇用環境への不安も、避難住民が現時点で帰還しない理由として挙げられている（甲D共160・60頁）。

例えば、JR常磐線では浪江から竜田間はいまだに不通であるし、浪江町では、本件事故前に約1000あった事業所が、2017〔平成29〕年4月時点でもわずか51の事業所が再開しているにすぎない（甲D共167；なみえ復興レポート（抄））。

## 4 東京電力による情報隠ぺい

### (1) メルトダウンの経過

本件事故により、福島第一原発1号機、2号機及び3号機が炉心溶融（メルトダウン）を起こした。被告東京電力は、本来であれば、本件事故の3日後である2011〔平成23〕年3月14日には、炉心溶融が発生していたことを認識することができたし、認識していた可能性が高い。なぜなら、被告東京電力は、本件事故の1年前である2010〔平成22〕年4月に、「原子力災害対策マニュアル」を改定したのであるが、そこには、「炉心損傷の割合が5%を超えていれば、炉心溶融と判定する」と明確に記載されていたうえ、被告東京電力は、2011〔平成23〕年3月14日の段階で、1号機の炉心損傷割合を55%、3号機のそれを30%と判断し、2号機については、同月15日の夕方には、35%が損傷したことを把握していたからである。

## (2) メルトダウン情報の隠ぺい

しかしながら、被告東京電力が、メルトダウンを認めたのは、本件事故の2ヶ月後である2011〔平成23〕年5月24日である。

そして、2016〔平成28〕年2月24日、被告東京電力は、本来であれば2011〔平成23〕年3月14日にメルトダウンが起きていたことを公表できていたことを発表し、2016〔平成28〕年6月21日に当時の被告東京電力の代表取締役社長の広瀬直己が、記者会見において、本件隠ぺいを陳謝した(甲D共168; 2016〔平成28〕年6月22日付朝日新聞デジタル)。

福島原発が炉心溶融をおこしているか否かは、事故直後に原告らがどのような行動をとるかを判断するについて極めて重要な判断要素であるのみならず、日本国民および世界中の人類にとっても極めて重要な事実である。そうであるにもかかわらず、被告東京電力は、この事実を2か月間隠ぺいした。また、隠ぺいをした事実をさらに5年間隠ぺいした。

## (3) 情報隠蔽に対する国民の不信感

現時点の福島第一原発の状態は、被告東京電力の発表によるしかない。これまでの被告東京電力の行動に鑑みるに、被告東京電力の発表する福島第一原発の現状や見通しについて、原告らが不信感を持ったとしても無理はない。そのため、より安全性を重視して、避難を続けていたとしても不合理ではない。

# 第3 避難の長期化に伴う被害の深刻化・顕在化

## 1 いじめ問題

### (1) 文部科学省の調査結果

避難者は、本件事故により慣れ親しんだ地域やコミュニティから離れ、避難

先の慣れない環境での生活を強いられている。避難者の中には、新たな環境に馴染むことが出来ず、抑うつ状態に陥る者がいる。また避難が長期化するにつれて、避難者に対するいじめ問題が顕在化してきている。2017〔平成29〕年4月11日に文部科学省が発表した調査結果によると、同年3月までに、福島県から県内外に避難した児童・生徒に対するいじめが199件あったことが判明している（甲D共169；原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果について）。

当該調査は、小学校から高等学校までの児童・生徒を対象としたもので、かつ各学校が把握したものに限られているため、実際起きているいじめの件数はこの調査結果（199件）を相当に上回る可能性がある。

## (2) いじめに関する報道等

神奈川県横浜市では、福島県から同市へ避難してきた当時小学2年生の児童に対して、同学級の複数の生徒により「〇〇菌」と呼んだり、多額の遊興費や食事代等の負担をさせられていたり、といういじめがあったことが大きなニュースとなった。

被害児童が公表した手記（甲D共170；2017〔平成29年〕3月8日付毎日新聞）には、次のとおり、悲惨ないじめの実態と心痛が記されている。

「てんこうしたときなんかいつもけられたりランドセルをふりまわしたりいつもこわくてなにもできなくてほんとうにつらかった。・・・ばいしょう金あるだろと言われむかつくし、ていこうできなかったのもくやしい。・・・いままでなんかいも死のうとおもった。でも、しんさいでいっぱい死んだからつらいけどぼくはいきるときめた。・・・」

いじめは、児童や生徒などの年少者に限られた問題ではない。関西学院大学では、講師が、福島県出身の学生に対して「放射能を浴びているから電気を消すと体が光る。」と発言をして懲戒処分を受けるという事件も発生した。

2017〔平成29〕年3月11日付の河北新報（甲D共171）では、河北新報社と民間調査企業が実施したアンケートによれば、身の回りで大人を含めた避難者に対するいじめや差別、悪口を感じたことがあるかとの質問に対し、福島県では、「実際に見た」が19.0%、「話に聞いた（報道を除く）」が、45.3%であった旨報じられている。

## 2 社会の偏見・無理解

### (1) いじめ問題の原因となる社会の偏見や無理解

上記の2017〔平成29〕年3月11日付の河北新報の記事（甲D共171）では、前述のいじめ問題の原因として、偏見や周囲の理解不足があることを報じている。

上記のアンケートで、原発事故で避難した子どもに対するいじめが各地で問題化していることについての原因を複数回答で聞くと、「いじめる側の家庭の問題」が56.4%と最も高かったが、「事故避難者に対する子どもの理解不足」が46.5%、「社会全体の偏見」が43.5%と続き、「補償金、賠償金へのねたみ」「世の中全体に想像力や思いやりが欠如、少数派をたたく流れがある」などの指摘もあった。

原告の中でも、水道代が免除されていることに対して、なぜ福島の避難者は特別扱いされるのかという趣旨の批判を受けた者もいる。インターネット上では、避難者は帰れないのではなく帰らないだけである、国にたかっている、賠償金で買ったブランド品を身に付けているなどといった、福島原発事故被害者

の現実を全く理解しない偏見に満ちた、目を覆うような匿名の書き込みが溢れている。

## (2) 偏見・無理解を助長する被告国の政策等

被告国は、福島原発事故は既に収束しており危険はないかの如く宣伝し、また、福島県内の放射線量については安全であるかの如く宣伝して避難者の帰還を進める政策をとっている。被告国は、福島県内に居住する者はもはや被害者ではないとするかのようであり、また、福島県内外から避難をする者は「自らの責任において避難を継続する者」であるとして切り捨てようとするかのようである。先般、問題となった今村復興大臣の「自己責任発言」は、まさに、このような被告国の政策や考えを反映した発言であると言わざるを得ない。

被告国のこのような政策や態度こそが、福島原発事故の被害者に対する偏見や無理解を助長しているものというべきなのである。

## (3) 偏見や無理解の中での生活による精神的苦痛

福島原発事故による避難者は、本来帰ることができるにもかかわらず帰ろうとしない者との偏見を持たれ、福島原発事故の被害を訴えたり、避難を継続することに対する偏見や無理解のなかに居る。

このような偏見や無理解の中で、避難者は、自らの被害を訴えるどころではなく、自らが避難者であることすら隠しながら避難生活を送らざるをえないなど、その精神的苦痛は甚大である。

## 3 住宅問題

本件事故から6年余りが経過した現在、避難者に大きな経済的・精神的損害を与え続けているのが、生活の基盤たる住居の問題である。避難者は、避難によって、災害救助法に基づく応急仮設住宅等での生活を余儀なくされた。「準備書面

3 第3 3」でも述べたように、避難者は仕事を失ったことや、二重生活による生活費の増大によって経済的に困窮している。そのような経済状況の中で、自力で新たな住居を確保することが極めて困難であることは明白である。福島県が2016〔平成28〕年6月に発表した、「住まいに関する意向調査」では、福島県外に避難する3,453世帯のうち77.7%の2,684世帯が「平成29年4月以降の住宅が決まっていない」と回答している（甲D共172）。

このような状況であるにも拘わらず、福島県は、2017〔平成29〕年3月31日をもって、帰還困難区域に該当するなどの一部地域からの避難者を除き、これまで行ってきた住宅の無償提供を打ち切った。

避難者にとって、住宅の保障は避難を継続するうえで必須のものであり、支援を打ち切られた避難者の中には、やむを得ず避難先よりも放射線量の高い避難元への帰還を選択した者もいる。

「原発事故子ども・被災者支援法」では、「被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的と」して、被災者支援策について、被災者一人一人が自らの意思で居住・移動・期間の選択を行うことが出来るように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」と定められているが、現状は同法の目的とはかけ離れた状況にある。

#### 4 家族関係の崩壊

長期間の避難生活は、避難者の精神を疲弊させ、その家族関係をも破壊している。

避難開始当初は一致団結していた家族も、避難が長期化していくなかで、避難や放射能の危険性に対する認識・意見の違いが顕在化し、夫婦が離婚に至ってしまった家庭も少なくない。

母子避難を選択した家庭では、父親は家族を支えるために仕事を続けるため避難元に残る決断をしたものが多い。他方で、母親も家族を被ばくから守るために避難を選択している。両者は家族を守るという共通の思いを持ちながらも、長期間離れて暮らすことで夫婦間に亀裂が生じてしまうのである。

避難者は避難によって、既存のコミュニティからの離脱を余儀なくされ故郷を失うばかりか、避難が長期化することによって家族というもっとも大切な繋がりすら喪失する状況が生じている。

避難者の家族関係の崩壊は決して本件事故と無関係ではない。離婚を選択した夫婦も、本件事故がなければ避難元で穏やかな生活を送っていたのであり、離婚を含む家族関係の崩壊は、まさに本件事故に起因する被害だと言える。

#### 第4 結語

本書面で述べたように、避難が長期化することによって避難者の被害は深刻化の一途を辿っている。避難者は慣れ親しんだ故郷に帰り、本件事故前には当たり前だった生活を取り戻したいと切実に願っている。

しかしながら、避難元は依然として高線量の地域もあり安全が確保されているとは到底言えない状況である。また、福島第一原発の状況が再び深刻化しないとする保証はどこにもないのである。安心して暮らせる環境も整わないままに進められる帰還政策を受け入れられないとすることは不合理とはいえない。

また、これまでの被告国や被告東京電力の行動を鑑みるに、被告国や被告東京電力の発表する情報や今後の見通しについて原告らが不安を感じるのも無理からぬところであり、原告らがそれらを信用できないことにも合理的な理由がある。原告らが避難を継続せざるを得ないと判断することは不合理とはいえない。



上述したように、本件事故から6年以上が経過した現在においても、未解決の種々の問題が山積みの状態であり、避難者が避難を選択したこと、また現在においても避難を継続していることが社会的相当性を有することは明らかである。本件事故による被害は避難を余儀なくされた時点で完結するのではなく、重層的・継続的に発生し続けているのである。

以上